舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)

独立行政法人日本芸術文化振興会が選定した文化芸術団体が、学校の体育館等でオーケストラ、演劇等の巡回公演を行います。
本公演前に文化芸術団体が実施校へ赴き、鑑賞指導や実技指導を行うワークショップでは、
公演の鑑賞や児童・生徒との共演をより効果的なものとすることができます。
普段授業などで使っている体育館が、工夫次第で素晴らしい舞台へと変わっていく様子を体感することができます。





ポイント

1 選定されたトップレベルの芸術団体
独立行政法人日本芸術文化振興会が選定したトップレベルの文化芸術団体の中から、来てほしい団体を選べます。

2 事前に学べるワークショップ
本公演前にワークショップを行い、知識を深めることができます。

3 児童・生徒も参加する本公演
児童・生徒が一緒に公演に参加することで、理解と関心を深めることができます。

実施例1 オーケストラ 音楽



実施例2 演劇 国語



実施例3 バレエ 体育



実施例4 能楽 音楽



実施例5 映像 美術



※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

詳しくは、
別冊パンフレットを
ご覧ください。

パンフレットはこちら



独立行政法人
日本芸術文化振興会

お問い合わせ先

文化庁 参事官(芸術文化担当)付
学校芸術教育室 芸術教育推進係
artedu@mext.go.jp

芸術家の派遣
コミュニケーション能力向上
子供 夢・アート・アカデミー
ユニバーサル公演
文化施設等活用公演

ホームページはこちら

※実施主体について
「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」は文化庁が、
「舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)」は独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する事業です。











学校における
文化芸術鑑賞・体験推進事業

芸術家の派遣
コミュニケーション能力向上
子供 夢・アート・アカデミー
ユニバーサル公演
文化施設等活用公演

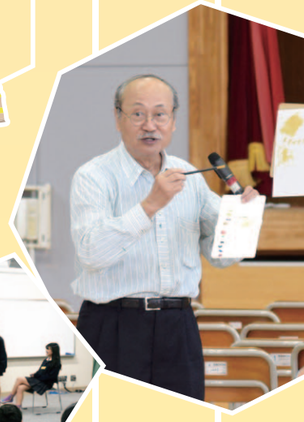














学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、
子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による
表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を授業内で実施する事業です。
子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、
将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としています。

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

学校の教育活動における、様々なニーズに対応した文化芸術鑑賞・体験推進事業





















芸術家の派遣 P3～4

個人又は少人数の芸術家による講話や実演、実技指導

【学校申請方式】



実施校募集時期	9～10月頃

申請可能な学校種

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校（前期課程・後期課程）
- 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

又は

コミュニケーション能力向上 P5～6

対話を通じた創作表現に係る計画的・継続的なワークショップ等

【学校申請方式】



実施校募集時期	9～10月頃

申請可能な学校種

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校（前期課程・後期課程）
- 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

又は

子供 夢・アート・アカデミー P9～10

日本芸術院協力会員による講話や実技指導

【学校申請方式】



実施校募集時期	9～10月頃

申請可能な学校種

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校（前期課程・後期課程）
- 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

ユニバーサル公演 P11～12

障がいの有無に関わらず楽しめる工夫がされた公演等

【学校申請方式】



実施校募集時期	11～12月頃

申請可能な学校種

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 中等教育学校（前期課程）
- 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

文化施設等活用公演 P13～14

地域の文化施設を利用 複数校で鑑賞・体験



申請者募集時期	9～10月頃

申請可能な学校種

- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 中等教育学校（前期課程）
- 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

申請者

①複数の実施希望校を取りまとめる代表校

②複数の実施希望校を取りまとめる都道府県・市区町村

③複数の実施希望校を取りまとめる文化振興財団等

共通 芸術家の派遣 コミュニケーション能力向上

NPO法人等 特定非営利活動法人 提案方式 P7～8

申請時期

各団体により異なる

文化庁の採択を受けたNPO法人等が、地域のニーズに合わせ実施校を募集。

NPO法人に申請します。

【学校申請方式】における留意事項

- 申請上限数は、1校につき、各事業1申請までです。
- 学校コードの登録がない学校、又は各事業において募集対象外の学校区分については、申請ができません。
- 学校以外（都道府県・政令指定都市、その他市区町村等）が、学校に代わって申請を行うことはできません。





芸術家の派遣

学校が実施を希望する個人又は少人数の芸術家を招へいし、
児童・生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、
実技指導を授業内で実施します。
なお、実施内容は、学校及び招へいする芸術家等において
計画します。

【学校申請方式】
学校が芸術家を選定し、芸術家の承諾を得た上で、申請します。

芸術家の派遣

ポイント

学校が独自に選んだ芸術家に、講演・実演してもらえる

興味のある芸術家を講師として招き、話を聞いたり、
実技指導を受けることができます。
直接、文化芸術を見て触れて体感できます。

実施概要	
対象	小学校／中学校／義務教育学校／ 中等教育学校／高等学校／ 特別支援学校(小学部・中学部・高等部)
実施回数	1～3回
公演団体	個人の芸術家・小規模な芸術家グループ

実施例 1　大衆芸能(落語)　古典



実施内容
- 「牛ほめ」
- 「まんじゅう怖い」

約90分程度の活動を3回実施します。



第1回は落語のしきたりについての話から始まり、終盤では落語の披露もあります。
第2回は2部屋に分かれて道具を使った仕草のワークショップを行います。
第3回は代表児童による落語の発表と講評があり、表現をつけることや落語の奥深さを学びます。

実施例 2　音楽(室内楽)　音楽



実施内容
- 木管五重奏

音楽室にて学級毎に木管五重奏を中心とした楽曲の演奏を鑑賞します。演奏の合間には、投影を併用した楽器の発音機構の解説を聞き、楽器の理解を深めます。



コンサートの最後には、クラシック公演で通常行われるアンコールへの流れを体験し、将来必要となる音楽鑑賞のマナーを学びます。

実施例 3　舞踊(ヒップホップダンス)　体育



実施内容
- ヒップホップダンス

学年毎に90分程度の活動を実施します。



ストレッチと準備運動から始まり、指導者の実演も交えながら40秒～60秒ほどにまとめたステップを練習していきます。ヒップホップ独特の動きと音楽に合わせて踊る楽しさ、仲間と同じ動きを共有する面白さを体験します。学年に合わせて曲のテンポやステップの難易度を変えることができます。

実施例 4　音楽(パーカッション)　音楽



実施内容
- 打楽器等の3人の演奏家による生演奏

低学年・中学年・高学年に分けて演奏会を実施し、児童の音楽への興味、関心を高め、豊かな情操を育てます。



演奏の合間に楽器紹介をしたり、児童全員が知っている校歌を教材にして色々な曲想に編曲して演奏し、編曲とはどういうものかを体験します。

※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

児童の参加例



体験コーナーでは、教科書に載っているようなクラシック曲をハンドベルを使用して全員が参加し、共演を行います。指揮者の合図を真剣な表情で見ながら演奏します。

公演種目

- 音楽(声楽、楽器など)
- 演劇(現代劇、ミュージカルなど)
- 舞踊(バレエ、現代舞踊など)
- 大衆芸能(落語、講談など)
- 美術(彫刻、書、写真など)
- 伝統芸能(能・狂言、和太鼓など)
- 文学(俳句、朗読など)
- 生活文化(華道、茶道など)
- メディア芸能(メディアアート、映画、アニメーションなど)

3回公演の場合の実施例



大衆芸能(落語)

第1回目

お囃子、前座、真打の3名がそれぞれの役割や落語の決まり事について紹介し、最後は「牛ほめ」、「まんじゅうこわい」を鑑賞します。

第2回目

2部屋に分かれて実施します。1つは扇子と手ぬぐいを使って「そばを食べる」「本を読む」などの落語仕草を学びます。もう1つは全員が出囃子太鼓を体験します。





第3回目

実際に代表児童が高座にあがり、練習の成果を発表します。全3回の実施を通して徐々に落語に対する理解や関心を深めることができます。

実施までのながれ　芸術家の派遣

【学校申請方式】学校が芸術家を選定し、芸術家の承諾を得た上で、申請します。

【NPO法人等提案方式】➡ P7～8参照

学校が実施を希望する芸術家を選定 ▶ 芸術家からの承諾及び日程等の調整 ▶ 申請 ▶ 実施校選定 ▶ 実施校採択 ▶ 決定通知 ▶ 実施に当たっての事前確認 ▶ 実施 ▶ 実施報告書の提出 ▶ 実施報告書の確認

部分は学校が関係する手続きです。

※具体的なスケジュールについては、HPに掲載予定の学校募集要領をご覧ください。





コミュニケーション能力向上

学校が実施を希望する個人又は少人数の芸術家を招へいし、芸術家の表現手法を取り入れた計画的・継続的なワークショップを授業内で実施します。
なお、本事業では児童・生徒が協働して正解のない課題に創造的・創作的に取り組む活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図るものを対象とします。実施内容は、学校及び招へいする芸術家等において計画します。

【学校申請方式】
学校が芸術家を選定し、芸術家の承諾を得た上で、申請します。

コミュニケーション能力向上

ポイント

芸術家によるワークショップを計画的・継続的に実施

個人の芸術家・小規模な芸術家グループを学校に招へいし、表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を最大12回まで実施することができます。

実施概要	
対象	小学校／中学校／義務教育学校／ 中等教育学校／高等学校／ 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）
実施回数	3～12回
公演団体	個人の芸術家・小規模な芸術家グループ

実施例 1　演劇（小学校）　国語



実施内容

●演劇のワークショップ

児童が積極的に参加しやすいゲーム形式の課題を複数組み合わせ、繰り返し行います。



課題の難易度を少しずつ上げ、質問の角度やアドバイスを変えていくことで、“考えて答える”ことから、他者との関わりの中で、“自らの意見やアイデアを創出”することへ、思考の柔軟性を高めます。

実施例 2　演劇（高等学校）　古典



実施内容

●演劇のワークショップや創作

古典の『竹取物語』の5人の貴公子の話を題材に、チームでそれぞれの貴公子の話を読み解き、その情景を創作して発表します。第1回はジェスチャーゲームなどのアイスブレイクからはじまり、第2回以降はチームごとにシーンの創作、練習、発表、講評を行います。正解の無い課題にチームで取り組むことで、互いに意見を出し合ったり、チャレンジすることの大切さについて、生徒一人一人が向き合う時間と空間を創出します。

実施例 3　舞踊（ダンス）　体育



実施内容

●コンテンポラリーダンス

第1回のオリエンテーションでは講師のダンスとの出会い、コンテンポラリーダンスについての講話をします。
小グループに分かれて振付を考え、実際に踊ります。



第2回では創作をする中で、コミュニティを形成する力を培うことを目標に大グループで振付を考え作品を踊ります。第3回では学年全体でコミュニケーションを図りながらダンス作品を創作していきます。最後はクラスごとに作品を発表します。ダンスのもつ新たな価値や可能性を引き出します。

実施例 4　作劇ワークショップ授業（小学校）　総合



実施内容

●演劇のワークショップや劇づくり

お茶に関わる演劇の観劇をし、演劇とお茶への関心と知識を深めます。自分たちで創作した物語をもとに脚本を使り、読み方や舞台用語について学びます。



グループに分かれ担当の講師や補助者の支援のもと、配役決め、読み合わせ、脚本を持ちながらの練習を行います。最終日にはグループに分かれて練習を重ねてきた作品を上演し、こうした活動を通じコミュニケーション力や表現力、創造力を高めます。

※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

生徒の発表例



練習では、シーンがまとまらずに進まないこともありましたが、コミュニケーションをとるようになり信頼感が増していきます。発表ではチーム全員が演じきることができ、自然と拍手と歓声が沸きます。

公演種目

- 音楽（声楽、楽器など）
- 演劇（現代劇、ミュージカルなど）
- 舞踊（バレエ、現代舞踊など）
- 大衆芸能（落語、講談など）
- 美術（彫刻、書、写真など）
- 伝統芸能（能・狂言、和太鼓など）
- 文学（俳句、朗読など）
- 生活文化（華道、茶道など）
- メディア芸能（メディアアート、映画、アニメーションなど）

ワークショップ型授業の実施例



「モチモチの木」を題材にした身体表現

第1回目

講師が発表するテーマについて、隣の児童と協力しながら、体を使って表現します。
大道具や小道具を使うことなく、全身で表現する難しさ・楽しさを学びます。

第2回目

数名ごとのグループに分かれ、シーンを再現していきます。
実際のトチの実に触れ、その瞬間の主人公の心情を想像します。
シーンをどのように表現するかを話し合い、講師からアドバイスを受けます。





第3回目

各グループが選んだシーンを発表します。
全身で表現し、登場人物になりきります。
講師からコメントをもらうことで、さらに気づきが深まります。

実施までのながれ　コミュニケーション能力向上

【学校申請方式】学校が芸術家を選定し、芸術家の承諾を得た上で、申請します。

【NPO法人等提案方式】➡ P7～8参照

学校が実施を希望する芸術家を選定 ▶ 芸術家からの承諾及び日程等の調整 ▶ 申請 ▶ 実施校選定 ▶ 実施校採択 ▶ 決定通知 ▶ 実施に当たっての事前確認 ▶ 実施 ▶ 実施報告書の提出 ▶ 実施報告書の確認

部分は学校が関係する手続きです。

※具体的なスケジュールについては、HPに掲載予定の学校募集要領をご覧ください。





NPO法人等提案方式

NPO法人等が小学校･中学校等における文化芸術活動のニーズに合わせ、小学校･中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校･中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的･継続的なワークショップ等を授業内で実施します。

NPO法人等提案方式
芸術家の派遣

NPO法人等提案方式
コミュニケーション能力向上

芸術家の派遣

【NPO法人等のコーディネート団体実施分】

個人又は少人数の芸術家が訪れ、児童･生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を実施します。
実施内容については、事前に文化庁に採択を受けたNPO法人等が、都道府県等と連携の上、学校のニーズを把握し、内容や状況に応じて計画します。

※実施概要については【学校申請方式】と共通です。
3ページを御参照ください。

コミュニケーション能力向上

【NPO法人等のコーディネート団体実施分】

個人又は少人数の芸術家が訪れ、芸術家の表現手法を取り入れた計画的･継続的なワークショップを実施します。なお、本事業では児童･生徒が協働して正解のない課題に創造的･創作的に取り組む活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図るものを対象とします。
実施内容については、事前に文化庁に採択を受けたNPO法人等が、都道府県等と連携の上、学校のニーズを把握し、内容や状況に応じて計画します。

※実施概要については【学校申請方式】と共通です。
5ページを御参照ください。

実施例1 活 花（小学校） 特別活動



華道団体より講師と地元の補助講師による90分のいけばな体験授業です。いけばな体験を通して日本の伝統を学びます。映像等を交えいけばなの歴史を学び、講師の実演披露の後に児童･生徒が実際に活けていきます。子供たちは講師、補助講師からアドバイスを受けながらそれぞれのいけばなを完成させます。

実施例2 能 楽 国語



約90分の授業の中で、能についての説明を行った後に、能の謡（うたい）や楽器の体験等をします。実際に子供たちが体験することに重点を置き、普段は目にする機会の少ない能面や能衣装をつける体験も交え、子供たちが伝統芸能を身近に感じることができるよう工夫しています。

実施例 身体表現（中学校 特別支援学級） 体育



1人が動かす新聞紙の動きや質感を全身を使って真似たり、2人組になって相手のチョキの指を見つめたまま、その指の動きに誘導されて動くなど、即興的なダンスの創作手法を用いたワークショップを行います。身体によるコミュニケーションを楽しみながら、友達と発想を共有し合い、共同創作の面白さを味わいます。



※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

実施までのながれ 芸術家の派遣 共通 コミュニケーション能力向上

【NPO法人等提案方式】文化庁の採択を受けたNPO法人等が、学校における文化芸術活動のニーズを把握し、芸術家を派遣します。

都道府県等	NPO法人等団体	学校等
文化庁	NPO法人等を選定	
連携協力	地域のニーズを把握	
連携協力	実施校を募集	応 募
連携協力	実施校を選定	
	実施校へのヒアリング	
	学校と芸術家をコーディネート	
	芸術家の選定･依頼	
	実施計画書等を事務局へ提出	実施に当たっての事前確認
	事業実施･フォローアップ	
	実施報告書の作成･提出	
文化庁･事務局	実施報告書の確認	

申請時期
各団体により異なる







子供 夢・アート・アカデミー

日本芸術院協力会員が児童・生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を授業内で実施します。具体的な実施内容は、採択を受けた後、日本芸術院協力会員と実施校が打ち合せを行い、計画します。

事業紹介動画はこちら

【学校申請方式】

学校が募集要領に記載される日本芸術院協力会員一覧から選択し、申請します。

子供 夢・アート・アカデミー

ポイント

功績顕著な芸術家である「日本芸術院協力会員」が、講話や実技披露、実技指導を行います。

日本芸術院とは

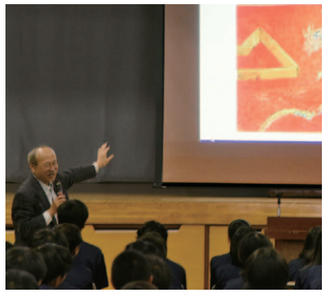
芸術のさまざまな分野において優れた功績のある芸術家を優遇し顕彰する文化庁の特別の機関。栄誉機関としての役割の他、芸術の発達に寄与する活動を行うとともに、芸術に関する重要事項を審議し、これを文部科学大臣または文化庁長官に意見を述べる役割を担っている。

実施概要	
対象	小学校／中学校／義務教育学校 中等教育学校／高等学校 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）
実施回数	1回
派遣者	日本芸術院協力会員

公演種目

美 術　文 芸　音楽・演劇・舞踊

実施例1　美 術　美術



●講演会
じっと物を観察することの大切さや、自由に表現することの楽しさ、夢を持って生きることの大切さを伝えます。



●授　業
パレットで絵の具を混色し、紙に自分が思う「感じの良い色」を表現します。その上に互いの肖像画を描くワークショップを行います。描いてから塗るのではなく、塗ってから描く逆転の発想で、表現の可能性を引き出します。

※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

日本芸術院から

マンガから伝統芸能まで！ 各界を牽引する先生方が、情熱をもって授業いたします。

日本芸術院のはじまりは、明治40年、いまから100年以上前に、当時、政府主体で開催された、文部省美術展覧会のために設けられた、美術審査委員会にまで遡ります。これをもとに、大正8年、当時さまざまな芸術分野で活躍していた芸術家たちが「会員」として集まり、現在の日本芸術院の前身となる「帝国美術院」が創設されました。初代院長には、小説『舞姫』などで知られる森鴎外が任命され、会員には、近代日本画における京都画壇の大家、竹内栖鳳や、二代目院長となる洋画家、黒田清輝などが就任しました。

現在の「日本芸術院」では18の分野〔絵画、彫刻、工芸、書、建築・デザイン、写真・映像、小説・戯曲、詩歌、評論・翻訳、マンガ、能楽、歌舞伎、文楽、邦楽、洋楽、舞踊、演劇、映画〕で、大きな功績を重ねている先生方が、会員として所属しています。この中から、子供夢・アート・アカデミーで指導にあたる先生方は、それぞれの分野の特性を生かして工夫し、次代を担う生徒のみなさんに、芸術・文化のすばらしさ、大切さを、情熱をもって授業します。芸術に興味を持ったり、将来、芸術家を目指す生徒が生まれる、素敵な出会いとなることを願うばかりです。

実施例2　彫 刻　美術



●授　業
「自分が一番好きなものをひとつだけ作ること」を課題とし、自由な発想で作品制作に挑みます。講師に技術的な助言を受けながら、自らの手で想いをかたちにしていく経験を通して、表現することの奥深さに向き合います。最初は難しいと言っていた子供たちも、互いの造形や手法に刺激を受け「世界にたったひとつ」の作品づくりに没頭していきます。



実施例3　マンガ　図工



●授　業
「へのへのもへじ」だけで顔の描きわけができることを実体験し、実演から子供たちの絵に対する苦手意識をなくし、絵を描くことの楽しさを伝えます。



漫画を描くきっかけとなったことや、あきらめずにやりぬくことの大切さを伝えることで、子供たちが個々の夢について考え、将来への希望を抱く時間となり、人間の手で実際に生み出される魅力の素晴らしさを体感します。



実施までのながれ　子供 夢・アート・アカデミー

希望する講師を選択し申請 → 実施校選定 → 実施校採択 → 講師と実施内容を打ち合わせ → 実施計画を作成 → 決定通知 → 実施に当たっての事前確認 → 実施 → 実施報告書の提出 → 実施報告書の確認

部分は学校が関係する手続きです。

※具体的なスケジュールについては、HPに掲載予定の学校募集要領をご覧ください。







ユニバーサル公演

文化庁の採択を受けた芸術団体が、実施校において実演芸術の公演・メディア芸術の体験プログラムを授業内で実施します。
また、公演とは別に、公演に関するワークショップを行います。ワークショップでは、公演の鑑賞や体験をより効果的なものとするため、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導、共演の練習等を行います。

【学校申請方式】
学校が募集要領に記載される芸術団体一覧から選択し、申請します。

ユニバーサル公演

ポイント

以下の2つの要素のいずれか、又は両方を満たす企画から選択することができます。

❶ 障がいのある芸術家等が活躍する取り組み。
❷ 字幕や音声ガイダンス等を設置するだけでなく、障がいのある子供たちも 主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取り組み。

実施概要	
対象	小学校／中学校 義務教育学校／中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）
派遣者	文化庁が選定した文化芸術団体

公演をメインプログラムとする企画	ワークショップを中心とする企画
原則として 本公演1回まで ワークショップ最大3回まで	原則として連続した ワークショップ最大5回まで

公演種目

- 音楽（合唱、オーケストラ等、音楽劇など）
- 演劇（児童劇、演劇、ミュージカルなど）
- 舞踊（バレエ、現代舞踊など）
- 伝統芸能（歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸など）
- メディア芸術（映像、メディアアートなど）

実施例 1　演劇（小学校）　特別活動



舞台奥に出る字幕や、出演者と一緒に舞台上で躍動しながら物語を伝える手話通訳を通じて目で見たり、出演者の表情や動きを音声で聞いたりすることで、子供たちは障がいの有無に関わらず演劇を楽しみます。また、本番前の舞台を自由に探検し、舞台で実際に使うものを見たり触ったりすることで、子供たちの演劇や物語に関する理解や関心が深まります。



※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

ユニバーサル公演ならではのポイント（これまでの実施例）


障がいのある芸術家が自らの人生・障がいを伝え「肢体に障がいがある」ことについて考えます


聴覚に障がいのある子供たちに寄り添った、目で見て楽しむ公演内容


移動が難しい子供たちも、楽器の振動を目の前で感じることができます



知的障がいのある子供たちが共に楽しんで、参加できる公演

実施例 2　和太鼓（特別支援学校）　音楽



様々な種類の和太鼓の実演鑑賞では、体育館特有の振動を通じて日本の伝統楽器である和太鼓の持つ力強い響きや繊細な音色を体全体で感じます。また使用楽曲の名称や特徴の説明を聞くことで、和楽器についての知識を習得します。

実際に和太鼓を演奏したり、手拍子で太鼓と同じリズムを刻んだりする体験活動では、太鼓を打つことの気持ち良さやリズムで遊ぶ楽しさだけではなく、会場全体が一体となる感動を体感します。

これらの鑑賞・体験を通じて、障がいの有無に関わらず、夢を持つことの大切さや自分の可能性を子供たちに感じてもらうきっかけになります。





実施例 3　人形劇（特別支援学校）　特別活動



視覚表現に優れたろう者の表現を取り入れ、劇中にはほとんどセリフがなく、身体表現や人形を使ってその世界が表現されており、また一部セリフのある部分では手話を使用されているので、聴覚に障がいのある子供たちも作品の鑑賞を楽しむことができます。

物語の中で、お互いを理解しあえずすれ違いを繰り返してしまう場面を鑑賞し、自分とは違う他者を理解し、ともに生きることについて考える機会にもなります。





実施までのながれ　ユニバーサル公演

実施予定団体の選定 ▶ 実施希望校の募集 ▶ 希望団体等を選択し申請 ▶ 実施校選定（条件調整） ▶ 実施校採択 ▶ 決定通知 ▶ 公演団体と打合せ ▶ ワークショップ実施※任意 ▶ 本公演実施 ▶ 実施報告書の提出 ▶ 実施報告書の確認

部分は学校が関係する手続きです。

※具体的なスケジュールについては、HPに掲載予定の学校募集要領をご覧ください。





文化施設等活用公演

美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を実施会場とし、複数の学校が合同で開催する実演芸術の公演を授業内で実施します。
実施内容は応募時点で、代表校、都道府県・政令指定都市・市区町村や文化振興財団等が、文化芸術団体や実施する文化施設と計画します。

申請者

①複数の実施希望校を取りまとめる代表校
②複数の実施希望校を取りまとめる都道府県・市区町村
③複数の実施希望校を取りまとめる文化振興財団等

文化施設等活用公演

ポイント

- **各実施校の所属する地域又は当該地域と連携が可能な地域の美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設等を活用します。**
- **1校での申請・実施は不可です。**

実施概要	
対象	小学校／中学校 義務教育学校／中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（小学部・中学部・高等部）
実施回数	1日で実施可能な回数
派遣者	申請者が希望する芸術家や芸術団体

公演種目

- 音楽（声楽、楽器など）
- 演劇（現代劇、ミュージカルなど）
- 舞踊（バレエ、現代舞踊など）
- 大衆芸能（落語、講談など）
- 美術（彫刻、書、写真など）
- 伝統芸能（能・狂言、和太鼓など）
- 文学（俳句、朗読など）
- 生活文化（華道、茶道など）
- メディア芸能（メディアアート、映画、アニメーションなど）

実施例 1 ミュージカル 特別活動



●「三銃士」と「若草物語」をベースにしたオリジナルミュージカル

体育館では見ることのできない、プロジェクションマッピングを活用した動く舞台セットや、音響・照明によって効果的に創り出されるアクション・ダンス・歌は、子供たちの目を釘付けにします。ステージに立ちスポットライトを浴びる舞台俳優だけでなく、舞台セットを動かす人、音響・照明を管理している人など、舞台を支える人を紹介することで、将来の子供たちの可能性を広げ、夢を見つけることにもつながります。

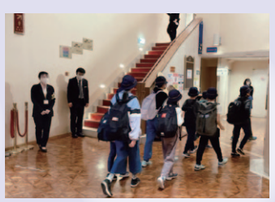


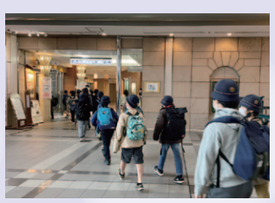
※種目名の右には、教育課程上のどの授業の一環で実施されたかを例示しています。

文化施設等活用公演ならではのポイント


本格的な舞台セットの公演を鑑賞できる


優れた音響効果のホールで音楽を楽しめる


ホール利用のエチケット&マナーの勉強になる


地域の文化施設について知る・関心を持つきっかけになる

実施例 2 バレエ 特別活動



●白鳥の湖 ～全幕～

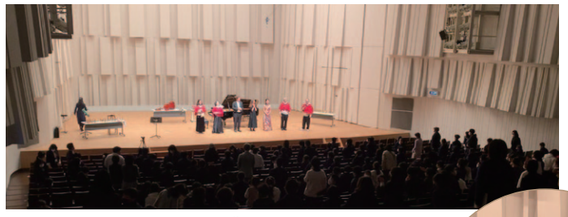
体育館より奥行きがあり、設備が整った文化施設での公演となるため、背景などの舞台セットも衣装も、通常公演と同じ規模を体感することができます。





一方で、児童・生徒の鑑賞がより効果的なものとなるよう、通常公演とは演出内容を変更し、要所にナレーションを取り入れ、ストーリーが理解しやすいよう工夫しています。バレエの素晴らしさはもちろん、舞台セット、音響などを総合した「舞台芸術」を生で感じることができます。

実施例 3 オーケストラ 音楽



●国内外の音楽家のコラボレーション

海外で活躍する音楽家と実施地域で活躍する音楽家がコラボレーションし、子供たちに音楽の素晴らしさを伝えます。楽器ごとのソロ、デュオ、トリオ、カルテット演奏、全ての楽器を聞き比べるプログラムでは、楽器ごとの音色の違いや、音の重なり・響きを聞き比べる体験ができます。また、音楽を聴くだけではなく、児童・生徒が参加できるプログラムでは、子供たち自らが音を奏で、1つのハーモニーを作り上げる喜びや楽しさを感じることができます。



実施例 4 影絵劇 特別活動



●ピーターパン

影絵劇と影絵教室の二部構成で実施します。第一部では、モノクロな影絵のイメージとは全く異なる色鮮やかな画面と生演奏で、視覚と聴覚から子供たちの心を惹きつけます。第二部では、影絵劇の裏側の仕組みを見たり、自分の手を使って影絵を作ってみたりすることで、新たな発見と感動が生まれます。あえて普段あまりみることのないジャンル・影絵を選択したことで、「こういう世界もあるんだ!」と将来に向けた気づきにもつながります。

実施までのながれ 文化施設等活用公演

実施校との調整 ▶ 文化施設等を仮予約 ▶ 希望する団体文化施設との調整 ▶ 申請 ▶ 選定 ▶ 決定通知 ▶ 文化施設の本予約 ▶ 実施に当たっての事前確認 ▶ 実施 ▶ 実施報告書の提出 ▶ 実施報告書の確認

部分は申請者が関係する手続きです。

※具体的なスケジュールについては、HPに掲載予定の学校募集要領をご覧ください。